

**羽村市男女共同参画基本計画について
(提言)**

平成23年12月28日

羽村市男女共同参画推進会議

◆目 次◆

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 羽村市が目指す社会	1
2 羽村市を取り巻く社会情勢についての認識	1
3 羽村市の男女共同参画の現状と課題	3
4 羽村市男女共同参画基本計画の方向性	6
5 基本計画の名称と期間	8
6 基本計画の位置付け	8
第2章 計画の基本目標	9
基本目標1 人権の尊重	9
基本目標2 男女共同参画社会に向けての意識の醸成	11
基本目標3 働く環境の整備と改善・充実	13
基本目標4 方針の立案や決定の場への女性の参画促進	15
基本目標5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	17
基本目標6 地域コミュニティにおける男女共同参画の推進	19
第3章 推進体制の強化	21
《資料》	22

第1章 計画の基本的な考え方

1 羽村市が目指す社会

男女共同参画社会の実現に向けて、羽村市が目指す社会は、平成9年11月1日に制定した「男女共同参画都市宣言」に掲げられています。

自分らしく生きよう“はむら”アピール ～男女共同参画都市宣言～

多摩川の清流と花と緑に恵まれ、人々の温かい心が通いあうまち“はむら”。このまちに生きるわたしたちは、性別にとらわれず、人権を尊重し、魅力あるまちを築くため、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

- 1 一人ひとりが自立し、認めあい、自分らしくいきいきと暮らせる“はむら”をめざします。
- 1 男女が共に仕事・家事・育児・介護などをわかちあう“はむら”をめざします。
- 1 一人ひとりが能力と個性を發揮し、社会のあらゆる分野に自らの意思と責任で参画できる“はむら”をめざします。
- 1 男女が共に地球市民として、地域から世界へ友情と平和の輪を広げる“はむら”をめざします。

市では、あらゆる施策に男女共同参画の視点を反映し、男女共同参画社会の実現に取り組んでいきます。

2 羽村市を取り巻く社会情勢についての認識

(1) 少子高齢化の進展等

羽村市では、総人口が横ばいで推移する中、年少人口は年々減少し、老年人口が増加する少子高齢化の進展が顕著となってきています。

市の平成21年の合計特殊出生率は1.51で、都内市部では第1位となりましたが、少子化を食い止めるまでの出生率ではなく、生産年齢人口の減少が懸念されています。

このことから、今後ますます女性の労働力が期待されています。

また、未婚・離婚の増加等により、単身世帯やひとり親世帯が増加しており、家族の少人数化が進んでいることで、子育てや介護の環境も大きく

変わってきています。

(2) 長引く経済の低迷と閉塞感

平成20年秋の金融危機を発端とした世界同時不況に始まり、欧州の政府債務の信用不安による円高の進行、内需の低迷、新興国の経済成長など、世界経済の構造的な変化などにより、我が国の経済は長らく低迷しており、市内経済も同様の状況となっています。

また、厳しい雇用情勢の中、非正規雇用問題、あるいは、格差社会問題など、社会的な閉塞感の広がりがみられます。

(3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）意識の社会的な広がり

国においては、社会全体で仕事と生活の調和の実現を目指すため、平成19年に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。

これは、少子高齢化や生産年齢人口の減少、共働き世帯が増加する中で、仕事一辺倒のライフスタイルを見直し、仕事上の責任を果たしながらも、子育てや介護の時間、家族や友人との時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持ち、仕事と生活の調和を図ることで、健康で豊かな生活を実現するといった考え方を広げようとするものです。

こうした中、子育てを楽しみ、自分自身も成長する男性（イクメン・イクジイ）像が、社会に肯定的に受け入れられています。

(4) 配偶者暴力の社会問題化

全国の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数は、平成14年度が35,943件であったのに対し、平成22年度には77,334件と2倍以上に増加しています。

市における母子家庭に関する相談及び婦人相談は、平成14年度が1,795件であったのに対し、平成22年度は2,440件と645件（約36%）増加しており、また、配偶者暴力による一時保護は、平成18年度から平成22年度までで12件となっています。

国においては、平成19年7月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が改正され、市区町村による配偶者からの暴力の防止等に関する基本計画の策定が努力義務となるなど、配偶者からの暴力の防止や被害者支援に向けた取組の強化が求められています。

(5) 東日本大震災を契機に見直される地域の絆

戦後の高度経済成長を経て、日本社会は豊かで便利になりましたが、その一方で、地域とのつながりを持たなくても生活していけるようになったことや、少子化、核家族化、共働き世帯の増加、ライフスタイルの変化などにより、地域のつながりは希薄化してきました。

こうした中、平成23年3月11日に東日本を襲った未曾有の大震災を契機に、地域の絆、共助の精神の大切さが改めて見直されています。

3 羽村市の男女共同参画の現状と課題

市では、平成14年に「はむら男女共同参画推進プラン」を策定し、計画の基本理念に基づき、男女平等の視点から解決しなければならない6つの基本課題を掲げ、その解決を図るための施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

基本課題には、

- (1) 女性の「性」と人権の尊重
- (2) 男女平等観に立った生涯学習の推進
- (3) 家庭責任を担い合うための支援
- (4) 働く環境の整備と改善・充実
- (5) 方針・政策決定過程への女性の参画促進
- (6) 推進体制の整備と強化

の6つを掲げています。

(1) 女性の「性」と人権の尊重

女性に対するあらゆる暴力を撤廃していくことを目標に、ドメスティック・バイオレンス等の防止に向けた取組として、女性悩みごと相談を福生市と共同で開設するとともに、情報紙ウィーブの発行により啓発活動に取り組んできました。

また、メディアにおける女性の人権の尊重や生涯を通じた女性の健康支援として、市が発行する広報紙やチラシをジェンダーの視点に立ち表現方法を点検するとともに、女性の健康づくり講座などを行ってきました。

女性悩みごと相談は、母子家庭に関する相談、婦人相談とは別に実施しており、平成15年度から平成22年度までで、福生市と合わせて390日開設し、延べ893件の相談を受けてきました。相談内容は夫婦・恋人に関するもの、ドメスティック・バイオレンスに関するもの、健康に関するものなど様々ですが、母子自立支援員や保健センターの保健師などと連携を図るとともに、東京都の機関とも協調し、的確な支援を行ってきました。

人権の尊重は、憲法で保障された基本的かつ重要な事項であるとともに、配偶者や恋人からの暴力が社会問題化していることから、男女がお互いに理解

し尊敬しあい、個人としての人権が尊重される社会を目指す必要があります。

(2) 男女平等観に立った生涯学習の推進

家庭、学校、地域の場において、意識啓発などの取組を進めてきました。

家庭においては、家庭教育セミナーや男の料理教室などを、学校等においては、保育士や職員への男女共同参画研修の実施や道徳の時間を活用しての人権教育などを実施してきました。

また、地域においては、男女平等に関する研修会への補助制度の運用や男女共同参画フォーラムの開催、情報紙ウィーブの発行などを実施してきました。

こうした中、平成21年には女性の町内会長が誕生するなど、男女共同参画意識は徐々に浸透してきていることが伺えます。

しかし、市政世論調査における、男女共同参画についての意識調査では、「男女の地位が平等になっている」という回答が全体として25.5%と依然低く、家庭、学校、職場、地域といった発達段階に応じたあらゆる場において、男女共同参画について理解を深めるための意識啓発を効果的に実施していく必要があります。

(3) 家庭責任を担い合うための支援

子育て、介護、生活の自立についての支援を中心として、相談体制の充実や経済的な支援を行ってきました。

子育て支援については、保育園、子ども家庭支援センター、児童館、保健センターにおいて子育て相談を実施し、身近な場所で相談しやすい体制を整備するとともに、乳幼児医療費の助成、私立幼稚園等園児保育料の助成などを行ってきました。

介護支援については、地域包括支援センターを中心に、保健・医療・福祉サービスや家族介護支援についての総合的な支援を行い、生活の自立支援については、高齢者の生きがいづくり、障害者の就労支援、ひとり親家庭の自立支援などを推進してきました。

これまで、子育てや介護は女性の役割という考えがありましたが、女性の労働分野への進出が進むとともに、家族の少人数化と相まって、現在は「男は仕事、女は家庭」といった性別による役割分担では、家庭責任を全うすることが難しくなっています。

男女がともに家庭責任を担い合うためには、男性も家事や子育て、介護の責任を担うことが必要ですが、そのためには、仕事優先の意識を変えることや、長時間労働の見直しといったことを同時に進める必要があります。

社会全体で、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を目指す取組を重点的に推進していく必要があります。

(4) 働く環境の整備と改善・充実

再就職のための支援として、ハローワークの求人情報や東京しごとセンターの再就職サポート事業などの情報提供、技術習得のためのパソコン教室の開催などを行うとともに、市内事業所等の職場における男女平等を推進するため、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法など関連制度の情報提供や、事業所の労務担当者を対象とした労務関係セミナーなどを実施してきました。

また、働き続けるための支援として、延長保育の拡充や休日保育の実施などの保育園事業を充実するとともに、地域包括支援センターでの総合的な高齢者支援など、介護のための支援体制を充実させてきました。

再就職の支援については、求人情報や就職支援情報の収集、再就職のためのセミナーの受講などが身近なところでできるよう、ハローワークや東京しごとセンターなどの関係機関と連携し、これからも充実させていく必要があります。

市内事業所等における男女平等の推進については、事業所における男女共同参画への取組状況を把握しながら、効果的な情報提供方法や連携事業などを検討する必要があります。

働き続けるための支援は、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進する観点からも、子育てや介護に係る多様なニーズに対応できるよう充実していく必要があります。

(5) 方針・政策決定過程への女性の参画促進

市においては、行政における女性の参画の拡大として、審議会等への女性の参画を促進するため、女性委員の積極的な登用、男女比率の設定などに取り組むとともに、性別に関わり無く個人の能力や適性に応じた配置・登用を行うなど、女性職員の参画を推進してきました。

また、事業所における女性の参画促進としては、男女雇用機会均等法の周知やフォーラムの開催、男女にやさしい事業所を情報紙で紹介するなどの取組を行い、地域活動における男女共同参画の促進として、女性リーダー養成講座の実施、ボランティアの育成支援、女性消防団員の増員などを推進してきました。

男女共同参画を推進するためには、男女が共に政策決定や意思決定をする過程に参画することが重要であることから、今後も審議会等への女性の参画を促進していく必要があります。

市役所においては、男女が共に働きやすい職場環境の整備を進めるなど、女性職員の意思決定過程への参画をさらに促進するとともに、事業所における女性の参画については、実情を把握しながら、連携・協働した取組を進める必要があります。

地域においては、団塊の世代が定年を迎え、これまでの仕事で培った知識や経験を生かせる場として期待されるとともに、東日本大震災を契機に地域の絆が見直されていることから、多様な人材の参画による地域活動を推進してい

く必要があります。

(6) 推進体制の整備と強化

市においては男女共同参画推進本部を設置し、男女共同参画推進プランの事業進捗状況の点検・評価を行うとともに、男女共同参画関係施策の総合的な推進を図ってきました。

市民参画・協働による推進については、男女共同参画推進会議を設置し、外部の視点から男女共同参画施策の提言や推進に取り組むとともに、男女共同参画フォーラムの企画運営や情報紙ウィーブの発行など、市民との協働を進めてきました。

また、国や東京都など関係機関との連携については、国で定める男女共同参画週間と協調した事業の実施や、東京ウィメンズフォーラムでのパネル展示などを行ってきました。

男女共同参画社会の実現には、市民、事業者、各種団体、行政それぞれが男女共同参画の必要性を理解し、同一の認識のもとに連携することが重要であり、推進体制は今後も強化していく必要があります。

4 羽村市男女共同参画基本計画の方向性

市では、平成9年に「男女共同参画都市宣言」を行い、平成14年に「はむら男女共同参画推進プラン」を策定、平成19年には「羽村市男女共同参画推進条例」を制定するなど、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進してきましたが、少子高齢化の進展等、市を取り巻く社会情勢の変化に対応していくためにも、男女共同参画社会の実現は、まだ道半ばの状況にあると言えます。

こうした状況を踏まえ、前基本計画である「はむら男女共同参画推進プラン」の精神を継承しつつ、男女共同参画社会を実現するため、羽村市男女共同参画基本計画を策定します。

(1) めざす将来像

男女共同参画社会の実現をめざして、
「一人ひとりが自分らしく、いきいきと暮らせる“はむら”」
を創造します。

市では、平成9年11月に「自分らしく生きよう“はむら”アピール～男女共同参画都市宣言～」を行い、男女共同参画社会の実現を目指す市の姿勢を内外に示しました。

この宣言文には、性別にとらわれない「自立」と「責任」に基づいたひとりの「個人」としてのあるべき姿と、お互いを認めあいながら、それぞれの能力を発揮し、いきいきと暮らせる社会の創造がうたわれています。

この宣言文を現実のものとしていくために、平成14年に策定した「はむら男女共同参画推進プラン」に掲げる将来像を継承し、本計画における、めざす将来像を「一人ひとりが自分らしく、いきいきと暮らせる“はむら”」とします。

(2) 基本理念

本計画は、羽村市男女共同参画推進条例に基づき策定する、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画であることから、同条例第3条に規定する5項目を基本理念とします。

(1) 男女の人権の尊重

男女が個人として尊重され、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保されること。

(2) 社会における制度や慣行のあり方の見直し

性別による固定的な役割分担等を反映した社会の制度又は慣行が、男女の社会における活動の選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

(3) あらゆる活動における政策・方針決定への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動の方針の立案や決定に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 家庭生活における自立と他の活動との両立

男女が、相互の協力と社会的支援の下に、家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、家庭生活における活動とそれ以外の活動を行うことができるようにすること。

(5) 地球市民としての国際協調

男女共同参画社会の形成の促進は、国際社会における取組と密接に関係していることを踏まえ、国際的協調の下に行われること。

(3) 基本目標

本計画では、一人ひとりが自分らしく、いきいきと暮らせる社会を実現するため、6つの基本目標を設定するとともに、基本目標を実現するための施策と主な取組を提示します。

基本目標1 人権の尊重

基本目標2 男女共同参画社会に向けての意識の醸成

基本目標3 働く環境の整備と改善・充実

基本目標4 方針の立案や決定の場への女性の参画促進

基本目標5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

基本目標6 地域コミュニティにおける男女共同参画の推進

5 基本計画の名称と期間

- (1) 名称 羽村市男女共同参画基本計画
- (2) 期間 平成24年度から28年度までの5年間

6 基本計画の位置付け

- (1) 「男女共同参画社会基本法」との関係

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条に規定する「市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」です。

- (2) 政府の第3次男女共同参画基本計画との関係

この計画は、平成22年12月17日に閣議決定された政府の第3次男女共同参画基本計画の方向性と軌を一にした、男女共同参画社会実現のための計画です。

- (3) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」との関係

この計画の「基本目標1 人権の尊重 (1) 男女間のあらゆる暴力の撤廃 ①DV(ドメスティック・バイオレンス)及びデートDV防止対策の推進」は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第2条の3第3項に規定する「市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」とします。

- (4) 「羽村市長期総合計画」との関係

この計画は、「羽村市長期総合計画」の個別計画として位置付けています。

- (5) 「羽村市男女共同参画推進条例」との関係

この計画は、羽村市男女共同参画推進条例第10条に規定する、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画です。

- (6) 市民の意見等の反映

この計画は、羽村市男女共同参画推進会議からの提言を最大限に尊重するとともに、意見公募手続により市民から募集した意見を考慮します。

第2章 計画の基本目標

基本目標1 人権の尊重

男女間のあらゆる暴力については、男女の固定的な役割分担や対等でない関係に根ざした構造的な問題が背景になっていることが多く、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女間の暴力（ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントなど）の根絶は男女共同参画社会の実現にとっても緊急かつ重要な課題となっています。

また、インターネットや携帯電話の普及により、男女間における暴力は多様化、低年齢化の傾向にあり、新たな視点から迅速かつ効果的に対応していくことが求められています。

このため、暴力を容認しない社会風土を醸成する必要があるとともに、日常生活の中で人権を侵害され、夫婦や家族関係などに関する問題を抱える人々を支援していくため、男女の人権に関する教育・啓発を推進するとともに、関係機関との連携による対策や相談機能を充実し、男女の人権を守るための環境づくりを推進します。

(1) 男女間のあらゆる暴力の撤廃

・ ・ 主な取組 ・ ・

① DV（ドメスティック・バイオレンス）及びデートDV防止対策の推進

- (ア) DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、許される行為ではないという意識を、若い世代も含めた社会全体で共有することができるよう広報・啓発活動に取り組みます。
- (イ) DV被害を受けた場合の相談窓口の周知を図ります。
- (ウ) 暴力は配偶者間だけでなく、恋人間でも起きています。交際相手への暴力である「デートDV」について、若年層を対象とした予防啓発に取り組みます。
- (エ) DV被害者からの相談に迅速に対応できるよう、相談事業の充実を図ります。
- (オ) 東京都、警察、医療機関、民間支援団体等とも連携し、DV被害者の支援体制の充実を図ります。

② セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

- (ア) セクシュアル・ハラスメントは人権侵害であるとの認識に立ち、職場等におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するための啓発活動に取り組みます。
- (イ) 市役所職員や教職員に対するセクシュアル・ハラスメント防止研修を実施します。

③ 子どもに対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進

いわゆる援助交際は児童買春につながるものであり、犯罪に至るおそれが高い

ものであるという認識に立ち、指導啓発に取り組みます。

(2) 人権教育・啓発の推進

・ ・ 主な取組 ・ ・

① 家庭教育の支援

男女がお互いの人格を尊重し、相手の立場を理解し、助け合えるような人間形成が図られるよう、家庭教育に関する学習機会の提供や啓発を進めます。

② 学校教育における教科・道徳・特別活動等での実践

学校教育では、児童生徒の発達段階に応じ、社会、技術・家庭、保健体育、道徳、特別活動など学校教育全体を通じ、人権の尊重、男女相互の理解と協力の重要性などについて、指導の充実を図っていきます。

③ 教職員の男女共同参画に関する理解の促進

就学前教育及び学校教育の場において子どもたちを指導する教職員に対して、男女共同参画に対する理解を深めるための研修等を実施します。

④ 地域における人権教育・啓発の推進

誰もが、性別を理由に自立や社会参画への意欲が妨げられないことがないよう、男女平等、人権尊重の意識を身につけるための人権教育や啓発活動を推進します。

【主な目標指標】

指標名	現状	目標
配偶者等からの暴力について相談可能窓口の周知度	46% (平成22年度)	67% (平成27年度)

基本目標 2 男女共同参画社会に向けての意識の醸成

男女共同参画社会は、男女がお互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会です。

しかし、固定的な性別による役割分担の意識は、人々の意識の中にいまだ根強く残っていると同時に、家庭、職場、地域などにおける慣習や慣行の中にも、固定的な性別による役割分担を前提としたものが、いまだ多く見受けられます。

男女共同参画社会の実現のためには、一人ひとりが固定的な性別による役割分担の意識を見直し、男女が共に、家庭、職場、地域などあらゆる場において責任を分担し合いながら支えあうことや、性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を生かした多様な生き方を尊重し合うことが重要であることから、男女共同参画についての理解を深めるための意識啓発を行っていきます。

(1) 男女共同参画意識の啓発

・ ・ 主な取組 ・ ・

① 男女共同参画に関する広報・啓発の推進

男女共同参画に関する認識を深めることで、人々の意識の中に長い時間をかけて形作られてきた、性別に基づく固定的な役割分担意識を解消するための広報・啓発活動を行います。

② 男女共同参画の視点に立った慣習・慣行の見直し

家庭や地域、職場など様々な場における慣習・慣行のうち、男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられる性差別や固定的な性別による役割分担意識に基づいた慣習・慣行について、その見直しを呼びかけます。

③ 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

あらゆる世代の男女が、生涯を通じて男女共同参画の視点を高め、自らの意思と責任で社会参画していくことができるよう、男女共同参画に関する学習の機会を提供します。

④ 市役所職員の研修機会等の充実

市役所職員が男女共同参画の視点を養うことができるよう、研修の機会や情報提供の充実を図ります。

(2) 男性、子どもにとっての男女共同参画

・ ・ 主な取組 ・ ・

① 男性にとっての男女共同参画に関する広報・啓発

- (ア) 固定的な性別による役割分担意識や、固定的な男性像から脱却するための意識啓発を行います。
- (イ) 男性にとっての男女共同参画の意義について男性自身が理解を深め、家庭生活や地域活動に積極的に参画できるよう、男性を対象とした広報・啓発活動を推進します。

② 男性の子育て参画の支援

- (ア) 男性が主体的に子育てに参画できるよう、子育てに関する学習機会を提供します。
- (イ) 子育て親子の交流の場や、子育てに関する情報の提供を行います。

③ 子どもの頃からの男女共同参画についての理解の促進

次代を担う子ども達が、性別にとらわれずに個性と能力を発揮するとともに、将来を見通した自己形成ができるよう、家庭、学校、地域など様々な場において、男女共同参画についての理解の促進を図ります。

【主な目標指標】

指標名	現状	目標
「男女の地位は平等になっている」と思う人の割合	25.5% (平成22年度)	50% (平成27年度)

基本目標3 働く環境の整備と改善・充実

職場における男女共同参画を促進するには、事業者に対して男女共同参画推進条例や男女共同参画基本計画などを広く周知するほか、男女がともに働きやすい職場づくりについての情報交換を行うなど、同一の認識のもとに連携を深めることが重要です。

事業者に対して、男女の均等な待遇の確保について広報啓発を行うとともに、男女がともに家事・育児・介護といった家族の一員としての責任を果たしながら、職業生活を中断することなく就労できるよう、多様で柔軟な働き方についての情報提供を行います。

また、女性の再就職や起業支援など、女性のチャレンジ支援に取り組みます。

(1) 働きやすい職場環境づくりの推進

・ ・ 主な取組 ・ ・

① 男女の均等な雇用機会と待遇の確保を図る法令・制度の周知啓発

募集・採用から配置、昇進、退職に至るまでの雇用機会や待遇において、性別による差別や、妊娠・出産、育児・介護休業の取得による不利益な取り扱いが行われることがないように、事業主や労働者に対して、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法等の労働関係法令や制度の周知を図ります。

② 男性が家庭生活・地域活動に参画しやすい職場環境づくりの促進

- (ア) 男性が家庭生活や地域活動に積極的に参画できるよう、長時間労働の抑制や、働き方の見直しについて意識啓発を図ります。
- (イ) 男性が育児・介護休業等を取得することに対する職場の理解を深めるため、先進事例や活躍事例などの情報収集を行い、市民や市内企業へ情報提供を行います。

③ 男女共同参画に取り組む市内事業所との連携

- (ア) 男女共同参画に取り組む市内事業所の把握に努め、職場における男女共同参画についての情報交換を行います。
- (イ) 商工会との連携を進めるとともに、市内事業所との男女共同参画事業の協働実施などに取り組みます。

(2) 女性のチャレンジ支援

・ ・ 主な取組 ・ ・

① 女性の再就職支援

出産・育児や介護等により離職した女性の再就職は、仕事をしていなかったブ

ランクが長期にわたる場合が多く、そのため職業能力の維持が難しいこと、また、本人が希望する職種や就業条件と企業が求める人材や雇用条件とのマッチングが難しいことなどから、希望する仕事に就くことが難しい状況があります。そこで、女性の再就職を支援するため、再就職に必要な情報の提供や相談機関の紹介、または、再就職支援セミナー等を開催します。

② 女性起業家に対する支援

- (ア) 起業を目指す女性に対して、起業に関する知識やノウハウなどの情報提供や、相談の機会を提供します。
- (イ) 起業後の経営についての助言やマッチング支援などを、関係機関と連携して実施します。

【主な目標指標】

指標名	現状	目標
「職場の中で、男女の地位は平等になっている」と思う人の割合	19.8% (平成22年度)	40% (平成27年度)
市役所男性職員の育児休業取得率	0% (平成23年度)	10% (平成28年度)
女性の再就職支援セミナー参加人数	8人 (平成23年度)	16人 (平成28年度)

基本目標 4 方針の立案や決定の場への女性の参画促進

男女共同参画社会を実現するためには、男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野の活動に参画する機会が確保されなければなりません。

特に、政策・方針決定過程への女性の参画は、活力ある社会を築いていくため、多様な視点による新たな発想を取り入れていく上でも重要であり、実効性のあるポジティブ・アクション（積極的改善措置）を推進していく必要があります。

(1) ポジティブ・アクション（積極的改善措置）の推進

・ ・ 主な取組 ・ ・

① 企業・団体等における男女共同参画の取組への支援

- (ア) 企業や団体など様々な主体に対して、固定的な性別による役割分担意識の解消と、ポジティブ・アクションの必要性についての理解を促進するための情報提供を行います。
- (イ) 女性の管理職登用などに積極的に取り組む企業を評価・紹介するなど、男女共同参画の取組を支援します。

② 女性の人材育成、能力開発

政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するためには、女性自身が政策・方針決定の場へ参画していくことが必要です。

しかし、女性は、出産・育児等により一時仕事を中断することが多く、キャリアを積みにくい場合が多いことから、政策・方針決定過程への女性の参画を促進するため、講座や研修の開催など、能力開発の機会を提供します。

③ 各種審議会等委員への女性の登用促進

- (ア) 各種審議会等で女性委員の登用を促進し、男性・女性それぞれの割合が常に35%を上回るよう努めます。
- (イ) 審議会の委員には、必ず女性委員を登用するよう努めます。

④ 市役所女性職員の政策・方針決定過程への参画促進

- (ア) 全ての職員が個性と能力を發揮できるよう、性別にとらわれない配置、登用、人材育成を継続していきます。
- (イ) 誰もが働きやすい職場環境づくりを進め、女性職員の政策・方針決定過程への参画を促進します。

【主な目標指標】

指標名	現状	目標
市が設置する審議会等への女性の参画比率	34.2% (平成22年度)	40% (平成28年度)
市役所管理職に占める女性の割合	10.2% (平成23年度)	20% (平成28年度)

基本目標5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

男女共同参画社会を実現していくためには、女性の政策・方針決定過程への参画拡大や就業継続、あるいは、男性の家庭生活、地域活動への積極的な参画などの課題を解決していかなければなりません。

そのためには、長時間労働を前提とした働き方の見直しや、多様で柔軟な働き方が選択できる職場環境の整備など、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現するための取組が不可欠です。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現とは、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを言い、子育てや介護にとどまらず、趣味・学習や地域活動などの時間を持ち、健康で豊かな生活を実現できるというメリットがあります。

また、企業においては、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進することで、有能な人材の確保や定着、さらには、生産性の向上などが期待でき、企業戦略上も重要であるとともに、社会経済の活性化につながるというメリットもあります。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取組を、企業、団体、労働者、行政などが連携し、社会全体で推進していく必要があります。

（1）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する広報・啓発の推進

・ ・ 主な取組 ・ ・

① 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する意識の普及啓発

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）は、企業や社会経済の活性化、個人生活の充実につながるものであり、こうしたメリットが性別や世代に関わりなく、あらゆる立場の人に理解され普及するよう、啓発活動に取り組みます。

② 職場における仕事と家庭の両立支援の取組の促進

仕事と家庭生活との両立ができる職場環境の整備を促進するため、長時間労働の抑制や男性の育児休業、部分休業等の取得促進、介護支援制度の活用などを行う先進企業の事例の情報収集と提供を行います。

（2）仕事と生活の両立支援

・ ・ 主な取組 ・ ・

① 多様な働き方への支援

共働き世帯の増加や土日勤務等の不規則勤務の増加に伴い、保育所や学童クラブへの入所希望が増加していることから、保育所や学童クラブの待機児童の解

消、多様な保育サービスの提供など、子育て中の男女が安心して働き続けることができるよう、多様な働き方への支援に取り組めます。

② 介護のための支援体制の充実

男女が共に仕事上の責任を果たしながら、介護という家庭責任を担い合い、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現していくために、地域包括支援センターを中心として、介護保険事業とともに保健、医療サービスが連携し、家族介護者への支援も含めた、総合的な介護支援体制の充実を図ります。

【主な目標指標】

指標名	現状	目標
「家庭の中で、男女の地位は平等になっている」と思う人の割合	36.2% (平成22年度)	70% (平成27年度)
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）という用語の周知度	— (平成23年度)	50% (平成28年度)

基本目標6 地域コミュニティにおける男女共同参画の推進

東日本大震災の被災地では、地域に暮らす住民が支えあい、被災後の困難な状況乗り越え、復旧、復興に取り組んでいます。被災地の人々によって、我々は地域の絆、共助の精神の大切さに改めて気付き、羽村市長期総合計画の基本理念である「自立と連携」の重要性を再認識する契機となりました。

近年、地域においては、少子高齢化、単身世帯や共働き世帯の増加、人間関係の希薄化など様々な変化が生じており、地域の絆や共助の精神といった地域の力を維持向上していくためには、一人ひとりが意識的、積極的に地域活動に参画し、男女が共に役割や責任を担い合うことが必要となります。

地域コミュニティは、人々にとって最も身近な暮らしの場であることから、地域コミュニティにおいて男女共同参画を推進することは、男女共同参画社会を実現するために、大変重要であると言えます。

(1) 多様な人材を生かす地域活動の推進

・ ・ 主な取組 ・ ・

① 男性の地域活動への参画支援

仕事優先の生活を送りがちである男性が、仕事上の責任を果たしながら町内会・自治会やPTAなどの地域活動に参画でき、また、定年後も生きがいを持って生活することができるよう、地域における仲間づくり、自己啓発のための学習機会の提供などを行います。

② 市民活動団体等の活動支援

男女共同参画の視点を踏まえ、防犯活動、高齢者の見守り活動、子育て支援活動など、地域において活動を行う市民活動団体、ボランティア等の支援の充実を図ります。

③ 地域における女性リーダーの育成

地域活動においてリーダーとして活躍する女性の増加を図るため、講座の開催や研修への参加支援等に取り組めます。

(2) 地域における男女共同参画の推進

・ ・ 主な取組 ・ ・

① 地域活動における男女共同参画の促進

男女共同参画の視点を踏まえた地域活動の広報・啓発活動を行うことにより、地域活動における男女共同参画を促進します。

② 防災分野における女性の参画拡大

震災時におけるニーズあるいは配慮すべき事項は、女性と男性では異なり、避難所での対応や備蓄する物資などに男女双方の視点を反映していく必要があることなどから、防災分野へ女性の参画を推進します。

【主な目標指標】

指標名	現状	目標
「地域活動の場で、男女の地位は平等になっている」と思う人の割合	42.1% (平成22年度)	80% (平成27年度)
女性町内会・自治会長の人数	1人 (平成23年度)	3人 (平成28年度)
女性消防団員の人数	7人 (平成23年度)	12人 (平成28年度)

第3章 推進体制の強化

男女共同参画社会の形成をより一層促進していくためには、あらゆる施策に男女共同参画の視点を反映することが必要であり、組織横断的な取組を継続的に行うとともに、市民や地域等との協働、国や東京都等関係機関との連携により、施策を総合的に推進していく体制を強化します。

1 羽村市男女共同参画庁内推進会議の設置

男女共同参画に関する関係部署の施策の一体的な推進を図るため、全庁にわたる横断的な推進組織として、男女共同参画庁内推進会議を設置します。

2 羽村市男女共同参画推進会議の設置

男女共同参画施策の充実及び推進を図るため、知識経験者、関係団体代表者、公募市民等で構成される男女共同参画推進会議を設置します。

3 官公署等関係機関との連携強化

国や東京都をはじめ、経済団体や各種団体との情報交換、意見交換その他必要な連携を図ります。

4 市内企業や市民活動団体との連携体制の構築

男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業や市民活動団体との連携体制を構築し、事業の協働実施などを展開します。

《資料》

1 世界の動き

国際連合は、1975年（昭和50年）を「国際婦人年」とし、「平等・発展・平和」をテーマに「世界行動計画」を定め、続く1976年（昭和51年）から10年間を「国際婦人の十年」として、男女平等や女性の地位向上のため世界規模での運動を展開してきました。

1995年（平成7年）には北京において第4回世界女性会議が開催され、2000年（平成12年）までに各国及び国際社会がとるべき12の問題領域を設定し、女性の地位向上とエンパワーメントを前提に、戦略目標及び行動計画が示されました。

これに続き、2000年（平成12年）にはニューヨークにおいて、国連特別総会「女性2000年会議」が開催され、「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ（成果文書）」が採択され、女性への暴力に対処する法律の整備などが盛り込まれました。

さらに、2005年（平成17年）には第49回国連婦人の地位委員会（国連「北京+10」世界閣僚級会合）がニューヨークにおいて開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議の成果文書」を再認識し、これらの完全実施に向けた一層の取組を国際社会に求める「宣言文」の採択と、「国内政策及び計画におけるジェンダー主流化」、「さまざまな災害後の救済、回復、復興取組におけるジェンダー視点の統合」等の10の決議が採択されました。

2 国の動き

我が国においても、世界の動きにあわせ、男女共同参画の推進を図るためのさまざまな取組が行われ、1999年（平成11年）6月には、男女共同参画社会の実現を21世紀における我が国の最重要課題として位置付けた「男女共同参画社会基本法」を制定し、翌2000年（平成12年）には「男女共同参画基本計画」が策定されました。

その後、国内外のさまざまな状況の変化に伴い、これまでの取組を評価・総括し、2005年（平成17年）12月には「男女共同参画基本計画（第2次）」が、2010年（平成22年）12月には、第3次男女共同参画基本計画が策定されました。

第3次男女共同参画基本計画では、男女共同参画社会の実現に向け、15の分野にわたり、男女共同参画を推進するための施策を推進していくこととしており、特に、「女性の活躍による経済社会の活性化」、「男性、子どもにとっての男女共同参画」、「様々な困難な状況に置かれている人々への対応」、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」、「地域における身近な男女共同参画の推進」の5項目について、改めて強調されています。

その他、2001年（平成13年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定されたほか、2007年（平成19年）には「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」

が策定されました。

3 東京都の動き

東京都においては、国の法律を受けて、2000年（平成12年）に「東京都男女平等参画推進条例」を制定し、これに基づき、2002年（平成14年）には「男女平等参画のための東京都行動計画 チャンス&サポート東京プラン2002」を策定し、総合的かつ計画的に男女平等参画施策を推進してきました。

その後、2007年（平成19年）には行動計画を改定し、2011年（平成23年）度までの5年間を計画期間とする「チャンス&サポート東京プラン2007」を策定しました。この計画では、「仕事と生活の調和の推進」と「女性のチャレンジ支援の推進」を主要な柱とするとともに、雇用における男女平等参画の促進、男女平等を阻害する暴力への取組など、さまざまな分野で施策を展開することとしています。

また、配偶者暴力については、2006年（平成18年）に策定した「東京都配偶者暴力対策基本計画」を2009年（平成21年）に改定し、施策を実施しています。

4 羽村市の動き

羽村市では、1993年（平成5年）に初めての行動計画である「羽村市女性行動計画」を策定し、男女共同参画に対する市民の気運が高まるなか、市の姿勢と取組を広くアピールするため、1997年（平成9年）に「男女共同参画都市宣言」を行いました。

その後、女性を取り巻く国内外の環境が大きく変化し、新たに取り組むべき課題が数多く生じてきたことから、2002年（平成14年）に「はむら男女共同参画推進プラン」を策定するとともに、2007年（平成19年）には、平成19年（2007年）度から平成23年（2011年）度までの5年間を計画期間とする「はむら男女共同参画推進プラン後期実施計画」を策定し、「一人ひとりが自分らしく、いきいきと暮らせる“はむら”」の実現のための施策を実施してきました。

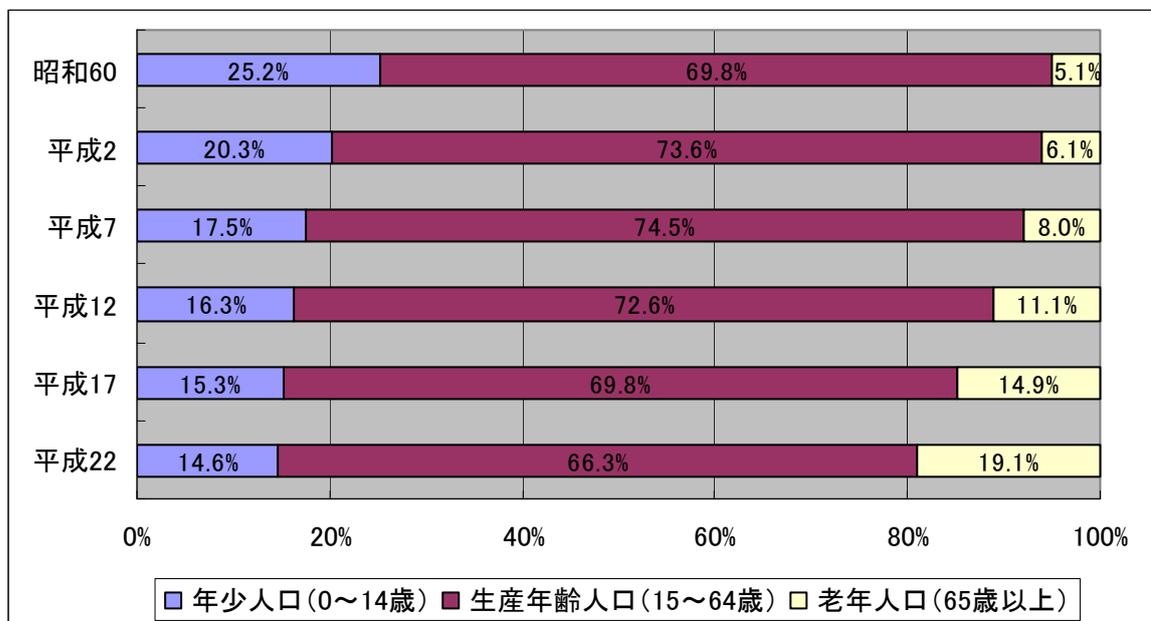
さらに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策をより一層推進し、男女共同参画社会の実現を目指すため、2007年（平成19年）に「羽村市男女共同参画推進条例」を制定しました。

5 羽村市における年少・生産年齢・老年人口の推移等

総人口が横ばいで推移する中、年少人口は年々減少し、老年人口が増加しており、少子高齢化が顕著となっています。

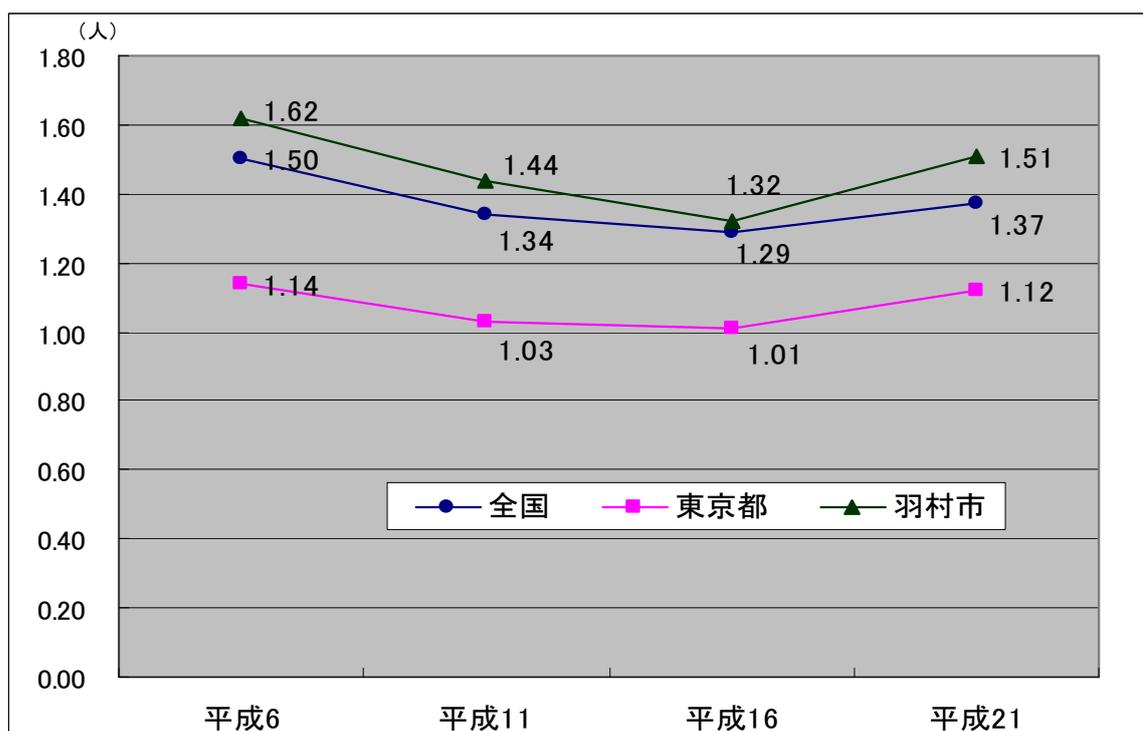
年少人口の増加につながるよう、出生率を向上させていくことが必要です。

【年少人口・生産年齢人口・老年人口の推移】



(資料出所) 統計はむら 平成22年度版

【合計特殊出生率の推移】



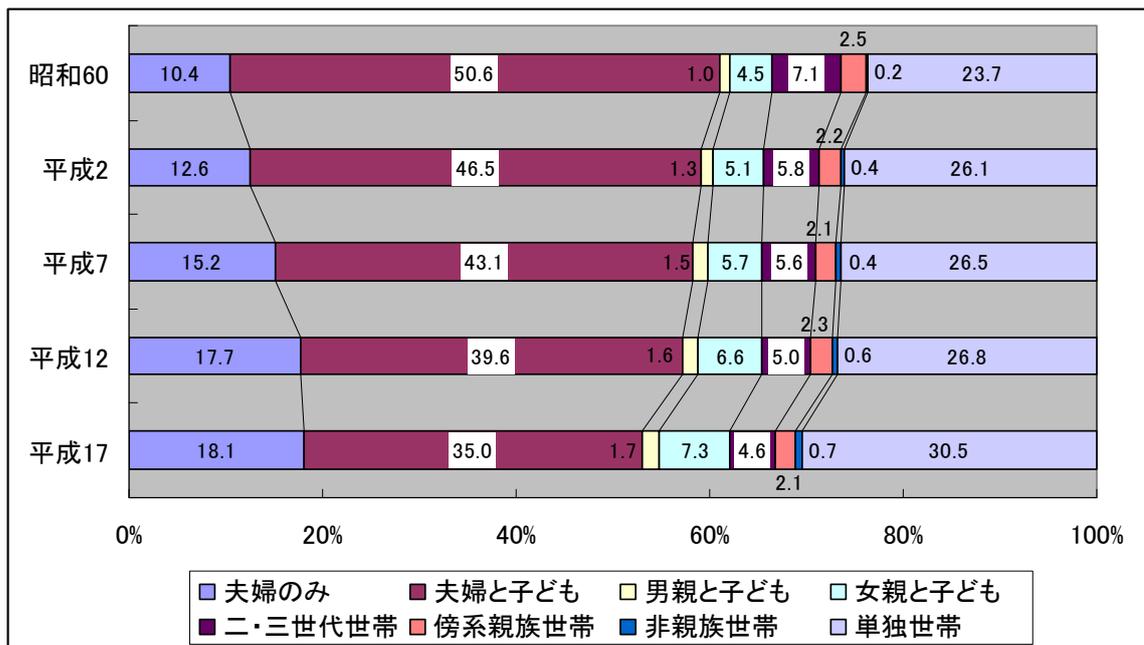
(資料出所) 東京都の衛生統計

6 羽村市における家族構成の推移

平成2年には、核家族世帯の標準的なモデルといわれる「夫婦と子ども世帯」は約半数を占めていましたが、平成17年には35%にまで減少し、「夫婦のみ世帯」、「単独世帯」及び父子家庭と母子家庭を合わせた「ひとり親世帯」が増加しています。

家族の少人数化が進み、子育てや介護の環境なども大きく変わってきています。

【家族構成の推移】



(資料出所) 総務省「国勢調査」

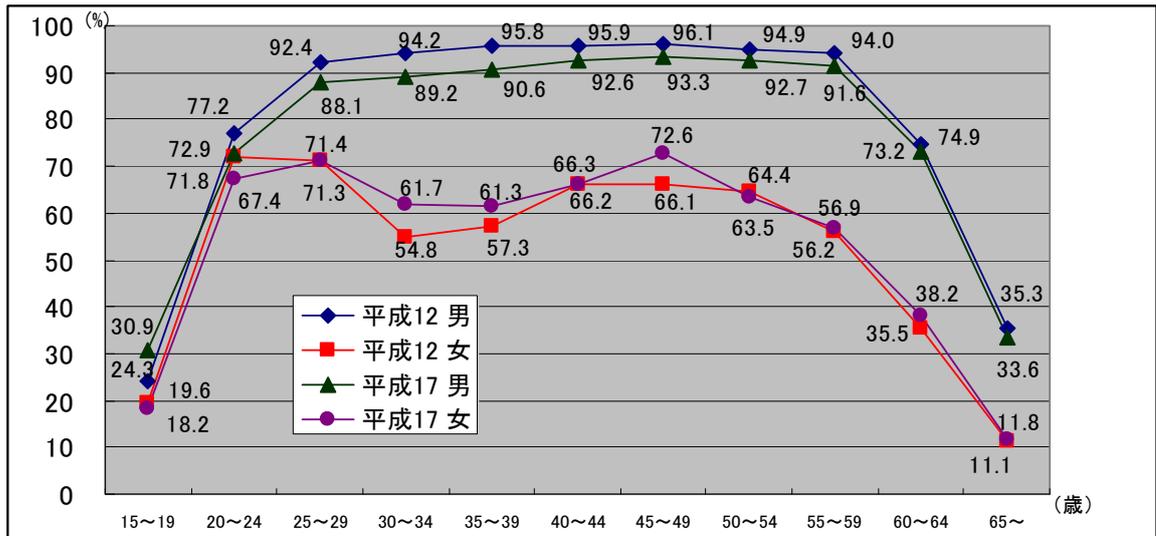
- (注) 1 二・三世代世帯 「夫婦と親から成る世帯」及び「夫婦と子どもと親から成る世帯」
 2 傍系親族世帯 直系の親族世帯に他の親族が加わった世帯、兄弟姉妹のみから成る世帯、他に分類されない親族世帯
 3 非親族世帯 二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯
 4 単独世帯 世帯人員が一人の世帯

7 羽村市における年齢階級別労働力人口比率の推移

女性の労働力率は、30歳から39歳までの出産育児期に大きく落ち込み、いわゆるM字カーブを描く形となっていますが、平成12年と平成17年を比べると、M字カーブはやや浅くなっています。

女性が、結婚、出産を理由に離職することなく、継続して就業できる環境の整備を進めることが重要です。

【年齢階級別労働力人口比率の推移】

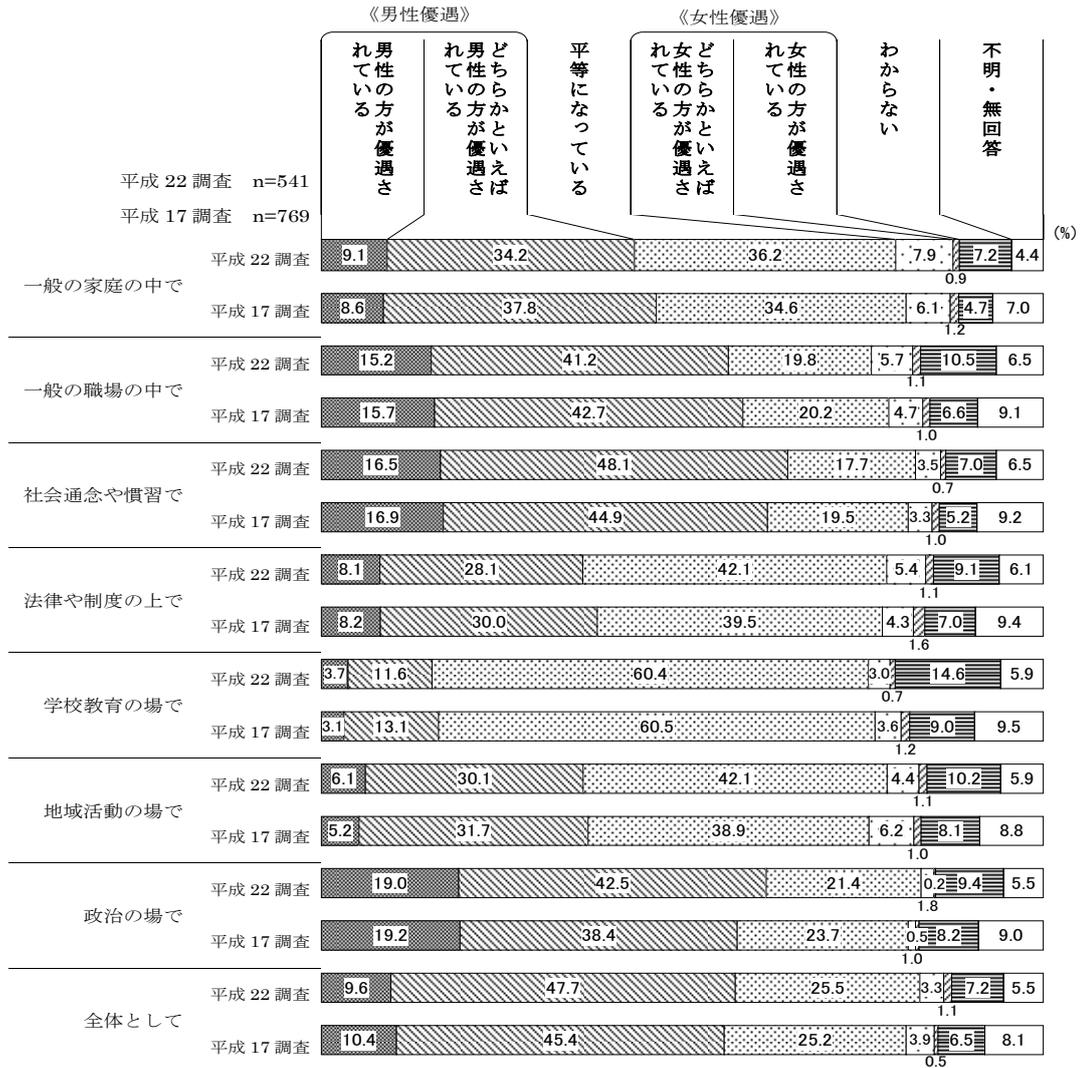


(資料出所) 総務省「国勢調査」より作成

8 羽村市民の男女共同参画に関する意識

平成22年に実施した「羽村市市政世論調査」における男女共同参画に対する意識調査では、全体として半数以上が「男性の方が優遇されている」と答えています。特に、男性優遇感が高いのは社会通念や慣習の分野においてであり、男女平等感が高いのは学校教育の場となっています。

【各分野における男女平等感】



(資料出所) 平成22年度 羽村市市政世論調査

< 男性優遇感が高い分野 >

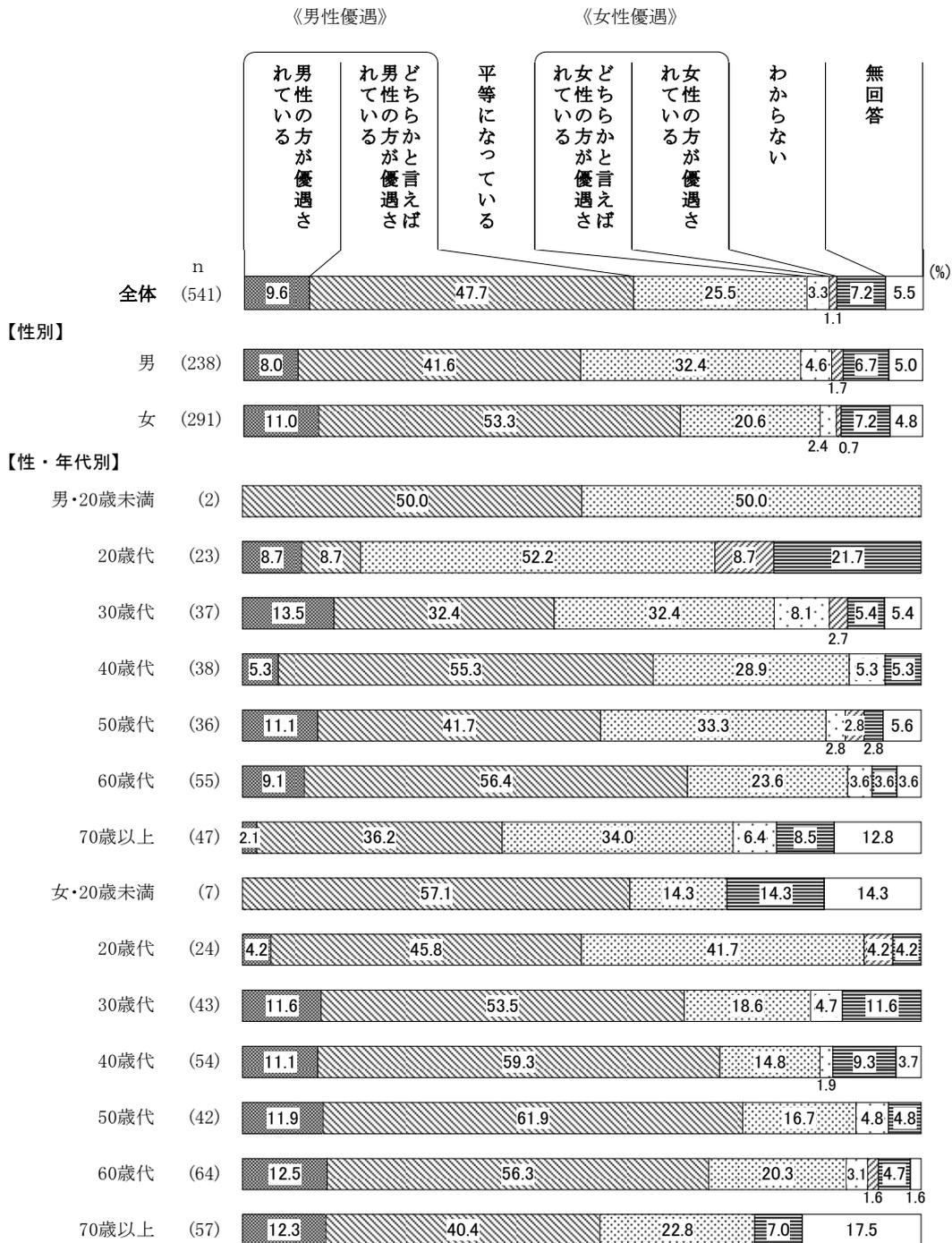
- 1位 社会通念や慣習で
- 2位 政治の場で
- 3位 職場の中で
- 4位 家庭の中で
- 5位 地域活動の場で
- 6位 法律や制度の上で
- 7位 学校教育の場で

< 男女平等感が高い分野 >

- 1位 学校教育の場で
- 2位 法律や制度の上で
- 2位 地域活動の場で
- 3位 家庭の中で
- 4位 政治の場で
- 5位 職場の中で
- 6位 社会通念や慣習で

また、性別にみると、全体としての「男女平等感」は、男性32.4%に対し女性20.6%と男女の認識の違いが現れています。

【性別、性・年代別の男女平等感】



(資料出所) 平成22年度 羽村市市政世論調査

9 羽村市男女共同参画推進会議委員名簿

区分		氏名	所属
知識経験者		石川 佳代	キャリア・カウンセラー
		○関野 由加利	元民生委員（主任児童委員）
関係団体の構成員	商工業者	◎矢部 久子	羽村市商工会女性部
	保育	指田 明彦	羽村私立保育園協議会
	ボランティア	古川 光昭	羽村市ボランティア連絡協議会
	教育	渡邊 慎吾	羽村市公立小中学校校長会・副校長会
	学習団体	池田 みち子	はむら男女共同参画をすすめる会
市民公募委員		秋山 道夫	
		高田 国枝	
		成田 智恵子	
		高田 和登	
		岩崎 貴子	
市長が必要と認める者		松尾 紀子	(株)みらい代表取締役
		浅野 秀雄	青梅公共職業安定所次長（23. 3. 31 まで）
		可児 章	青梅公共職業安定所次長（23. 4. 1 から）
		小熊 克也	羽村市教育委員会指導主事

◎会長 ○副会長

10 羽村市男女共同参画推進会議 審議経過

回数	審議日程	場所	審議内容
1	平成 22 年 6 月 28 日	羽村市役所 西庁舎 3 階庁議室	1 委嘱状の交付 2 男女共同参画推進会議について 3 はむら男女共同参画推進プラン後 期実施計画について 4 はむら男女共同参画推進プラン進 捗状況調査報告書について
2	8 月 18 日	羽村市役所 西庁舎 3 階庁議室	1 はむら男女共同参画推進プラン進 捗状況調査報告書について
3	10 月 13 日	羽村市役所 西庁舎 3 階庁議室	1 はむら男女共同参画推進プラン進 捗状況調査報告書について
4	12 月 15 日	羽村市役所 西庁舎 3 階庁議室	1 次期「(仮称) 羽村市男女共同参画 基本計画」の策定に向けた取り組み の方向性について
5	平成 23 年 6 月 14 日	羽村市役所 西庁舎 3 階庁議室	1 平成 23 年度男女共同参画施策への 主な取組み 2 羽村市男女共同参画基本計画の方 向性について
6	7 月 25 日	羽村市役所 西庁舎 3 階庁議室	1 羽村市男女共同参画基本計画の方 向性について
7	9 月 12 日	羽村市役所 西庁舎 3 階庁議室	1 羽村市男女共同参画基本計画の方 向性について
8	10 月 24 日	羽村市役所 西庁舎 3 階庁議室	1 羽村市男女共同参画基本計画につ いて (提言案)